

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和三十二年三月十四日

一般職の職員の給与に関する法律案の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及びこれに対する質疑

午後一時二十四分開議
○議長（益谷秀次君） これより会議を開きます。

卷之三

日程第一　国民貯蓄組合法の一部 を改正する法律案(内閣提出) 日程第二　国際学会等への加入に

昭和三十二年三月十四日(木曜日)

議事日程 第十七号

第六　在外公館の名稱及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めるの件(參議院送付)

法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

第三 所得に対する租税に関する法律 案(内閣提出)

一 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明書
二 一般職の職員の給与に関する事項

て承認を求めるの件

二重課税の回避及び脇税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得控除等に関する法律案

法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)の趣旨説明

する法律案（内閣提出）
日程第七 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を

(内閣提出)

を改正する法律案（内閣提出）

日程第八 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提

設置に關し承認を求めるの件
(參議院送付)

住民分担金の債務負担に関する法律案(内閣提出)

厚生省設置法の一部を改正する法

第五 所得に対する租税に関する

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

官報(内閣折上)

二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国とスウェーデン
との間の条約の批准について承
認を求める件

防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出）

律案(内閣提出)

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律
第六十四条の一部を次のように改正する。
第一項第三号中「産業組合」を削る。

第二条第一項第四号中「産業組合」を削り、同項第五号中「又ハ預金」を削り、同項第七号中「貯蓄債券又ハ報國債券」を削り、同項第八号中「含ミ前号ニ掲タル債券ヲ除ク」を含むに改める。

第四条第一項中「産業組合貯金、信用協同組合等貯金、無尽会社ヘノ預ケ金」を「信用協同組合貯金」に、「十萬円」を「二十萬円」に改める。

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案
国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案

1. 政府は、国際学会その他これに類する国際団体に加入する場合において、その規約が当該団体に加入する年度以降一定の年度間ににおいて当該団体の経費の額をその構成員において分担すべきことを規定するものであつて、加入の際その分担すべき金額が定められていないときは、その規約に従い、当該団体に加入することにより、当該団体

が定めることとなる当該団体の経費の分担金に係る債務を負担することができる。

2. 前項に規定する債務を負担することとなる同項の団体への加入について、あらかじめ、團議の決定を経なければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び賦税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び賦税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

2. 前項に規定する者が条約第六条

第四項に規定する所得で所得税法

第五号)その他の法律の規定

第十七条に規定する所得に係るも

のを除く。以下同じ。又は法人税

額の同項に規定する所得に對応す

る部分の金額が、同項に規定する

財産の売却により支払を受ける金

額の百分の十五に相当する金額を

こえるときは、その者の所得税額

又は法人税額につき、そのこえる

金額に相当する税額を軽減する。

この場合において、同項に規定す

る所得に對応する部分の金額は、

当該所得の生じた年分又は事業年

度分の所得税額又は法人税額に、

当該所得がこれらの税額の計算の

基礎となつた所得の金額のうちによ

る割合を乗じて得た金額とする。

恒久的施設を有する者を除く。以

下同じ。)が支払を受けたる条約第六

条第一項、第七条第一項又は第八

条第一項に規定する使用料、配当

又は利子で同法の施行地にその源

泉があるものに対する同法第十七

条、第十八条第二項又は第四十一

条の規定の適用については、これ

らの規定中「百分の二十」とあるの

は、「百分の十五」とする。ただ

し、これらの所得に對し所得税を

課さず、又はこれらの所得に對す

る所得税額をその収入金額の百分

の十五に相当する金額以下とする

課税の回避及び賦税の防止のた

めの日本国とスウェーデンとの間の条

約の実施に伴う所得税法の特例等

に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び賦税の防止のための

日本国とスウェーデンとの間の条

約の実施に伴う所得税法の特例等

に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び賦税の防止のための

日本国とスウェーデンとの間の条

約の実施に伴う所得税法の特例等

に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び賦税の防止のための

(実施規定)

第三条 前条に定めるものを除くほ

か、条約の実施及びこの法律の適

用に關し必要な事項は、大蔵省令

で定める。

附則

この法律は、条約の効力発生の

日から施行する。

別紙

新設する税關の支署

國 館	門 司	大 阪	神 戸	稅 所 関 輅	稅 関	支 署 名	位 置	管 辦	轄 区	域
宮 古	佐 伯	宮 津	松 山	愛媛県のうち	松山市	八幡浜市	伊予郡	宇和島市	大洲市	
宮 古 市	佐 伯 市	佐 伯 市	宮 津 市	京都府のうち	京都市	上浮穴郡	喜多郡	温泉郡	伊予郡	
				大分県のうち	大分市	与謝郡	西宇和郡	東宇和郡	北宇和	
紫 波 郡	岩手県のうち	岩手県のうち	岩手郡	佐伯市	竹田市	南海部郡	中郡	竹野郡	熊野	
宮 古 市	岩手郡	岩手郡	岩手郡	直入郡	下閉伊郡	大野郡				

〔報告書は会議録追録に掲載〕

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税關支署の設置に關

し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条に

より送付する。

昭和三十二年三月四日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 畠谷秀次殿

別紙

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税關支署の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税關支署を別紙のとおり税關

に關し承認を求めるの件

神戸税關今治税關支署松山出張所

ほか三税關支署を別紙のとおり税關

に關し承認を求めるの件

支署とする必要があるので、その設

置について、地方自治法第百五十六

条第六項の規定に基き、国会の承認

を求める。

備考

廃止する税關の出張所

所轄稅關	出張所名	位置
神戶	今稅關支署松山出張所	松山市
大阪	舞鶴稅關支署宮津出張所	宮津市
函館	津久見稅關支署佐伯出張所	佐伯市
門司	釜石稅關支署宮古出張所	宮古市

〔報告書は会議録通録に掲載〕

〔報告書は会議録に掲載〕

○山本幸一君登壇】

山本幸一君　ただいま議題となりました三法律案並びに一議決案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

ます。国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

せんによる預貯金等の利子所得について、現在所得税の非課税限度額が十万円と定められておりますのを二十万円に引き上げようとするものであります。すなわち、国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金等の貯蓄につきましては、これがきわめて大変的な貯蓄である点にかんがみまして、その利子所得について一定元本額に対するものを限り所得税を課さないこととされておりますが、現在の限度額十万円は昭和二十七年四月に定められましたので、その後の物価、国民所得、貯蓄水準等の推移から見まして、今日では低すぎ

もつて原案の通り可決をいたしました。
次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国とスウェーデンとの間の条約の
実施に伴う所得稅法の特例等に関する
法律案につきまして申し上げます。
政府は、今回、スエーデンとの間
に、所得稅及び法人稅に関する二重課
稅の回避及び脱税の防止のための条
約を締結し、その批准について承諾を

本案につきましては、昨十三日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

最後に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税關支署の設置に關し承認を求める件につきまして申し上げます。

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

求めるため別途提案いたしておりますが、この条約に規定されている事項のうち、特此法律の規定を要すると認め

張所外三出張所は、いずれも港湾設備及び背域産業等の立地条件に恵まれ、

めます。よつて、本件は委員長報告の
通り承認するに決しました。

本法律案の大要は次の通りであります。
まず第一に、わが国及びスエーデン
両国とも、国内に恒久的施設を有しない
い非居住者に対して支払われる利子所
得等につきましては、百分の十五をこ
える税率で課税をしてはならないこと
であるものについて、所要の立法措置
を講じようとするものであります。

張所外三出張所は、いずれも港湾設備及び埠域産業等の立地条件に恵まれ、将来の伸展が大いに期待されているのであります。今回、これらを税關支署として独立性を付与し、税關法の規定に基く税關長の権限を委任すれば、現地における税關業務をさらに迅速かつ円滑に処理することができ、その設置に關し、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き承認を求めようとするものであります。

通り承認するに決しました。

いたしております。なお、租税特別措置法等の規定により、これらの利子所得等が減免される場合には、これらの減免規定が優先的に適用されることとしております。第二に、わが国及びエーデン両国とも、国内に恒久的施設を有しない非居住者の特許権等の譲渡による所得に対する租税は、収入金額の百分の十五をこえてはならないこととしております。その他、今回

張所外三出張所は、いすれも港湾設備及び背戸産業等の立地条件に恵まれ、将来の伸展が大いに期待されているのであります。今回、これらを税關支署として独立性を付与し、関税法の規定に基く税關長の権限を委任すれば、現地における税關業務をさらに迅速かつ円滑に処理することができますので、その設置に關し、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き承認を求めようとするものであります。

本件は、去る十二日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて承認すべきものと譲決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、日程第一ないし第三の三案を一括して採決いたします。三案は委員

通り承認するに決しました。

必要な手続は大
きな手續を経てお
ります。

長報告の通り決するに御異議ありませ
んか。

昭和三十二年三月十四日 衆議院会議録第二十一号

所得に対する租税に関する二
いて承認を求めるの件外一件

得が、その恒久的施設に帰せられるものとし、その恒久的施設に帰せられる利得は、当該他方の締約国内の源泉から生ずる所得とみなされる。

3 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業がその企業のために当該一方の締約国内で單に購入したにすぎない商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

4 物品の売却によつて取得する所得(次項にいう種類の所得を除く。)は、1の規定の適用上、その物品の売却が行われた国から生ずるものとして取り扱う。

5 企業が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取 得する所得は、1の規定の適用上、一部分はその物品が製造された国から、一部分はその物品が売却された国から生ずるものとして取り扱う。

6 両締約国のある当局は、この条約の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の配分に関する細目を取りきめることができる。

第四条

(a) 一方の締約国が他方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取 得する所得は、1の規定の適用上、一部分はその物品が製造された国から、一部分はその物品が売却された国から生ずるものとして取り扱う。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国又は当該一方の締約国に登録されていいる船舶若しくは航空機の運用か登録されている船舶又は航空機の運用により取得する利得は、当該他方の締約国が課する租税を免除される。

第五条

第三条及び第四条の規定にかかるらず、一方の締約国の企業が、当該一方の締約国若しくは他方の締約国内に恒久的施設を有しない他の締約国の居住者又は法人が特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の権利を得るとなるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第六条

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する使用料に対する所得は、その財産が使用されるべき締約国内の源泉から生ずるものとする。

2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の権利に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求める件外二件

他これらに類する財産の使用又は使用的権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に関する賃貸料及びこれに類する収入金を含むが、鉢山若しくは採石場の運用又はその他の天然資源の利用に関する支払われる使用料その他に關して支払われる使用料その他の料金を含まない。

3 著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他のこれらに類する財産並びに映画フィルム及び産業上、商業上又は学術上の設備の一方の締約国内における使用又は使用の権利に関する使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

4 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他の締約国の居住者又は法人が特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の権利を得るとするかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であると否とを問わず、行われない。

5 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第七条

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する使用料に対する所得は、その財産が使用されるべき締約国内の源泉から生ずるものとする。

2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の権利に対する租税の額は、当該一方の締約国が課する租税の額の十五分の一とする。

3 一方の締約国が政府の職務の遂行として自國に提供された役務について自國の国民である個人に支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬は、他方の締約国における租税を免除される。

4 この条の規定は、いずれか一方の締約国が利得を得る目的で行う營業又は事業に關して提供された役務につき支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬については、適用しない。

昭和三十一年三月十四日 衆議院会議録第二十一号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件外 一件

一一四六

日本国とチエツコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する協定及び
日本国とボーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定及び
日本国とエストニア、ラトヴィア、リトアニアとの間の国交回復に関する協定
日本国とチエツコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する協定書
は、当該協定及び議定書の効力の発
生の日から施行し、在ドミニカ、在
ペルー、在ナリ、在ギューバ、在
ヴェネズエラ及び在コロンビアの各
大使館及び各公使館並びに在エメ
ン及び在リビアの各公使館に於する
部分は、それぞれ、昭和三十二年四

月一日以後において政令で定める日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

【野田武夫君登壇】

○野田武夫君　ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本と中国とのスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件並びに在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

月一日以後において政令で定め
から施行する。

○野田武夫君登壇】
【野田武夫君登壇】

について承認を求めるの件並びに在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一 デンとの間に、所
関し、二重課税の回
のための条約を締
行いました結果、双
したので、昨年十二
おいてこの条約が署
ござります。この条
に日米間に結ばれま
る条約とその内容にお
であります。日本と
内税法上の制度を異
す関係上、両国の国
济関係に対しまし
適用いたしますと、
生じまして、円滑な

経済的、通商的の協力関係に大きな障壁を生ずることと思われますので、この条約により、両国間の二重課税及び脱税等の問題を有効適切に処理し、一国間の経済関係の緊密化をはからんとするものであります。

次は、更に行く位置を定す外務部の一部を改置する外政の問題である。まず、て、第一びチエーること、ランド、リビアなど大使館へることで、設置して兼職します。

在外公館の新設及び種類の変更のために在外公館の名称及び位を改める法律並びに在外公館に勤務する公務員の給与に関する法律の改正するものであります。

在外公館の新設といたしまし

一に、ネバール、ボーランド及
コスロバキアに大使館を新設する
第二に、イエーメン、アイス
・イルランド、チュニジア、
及びモロッコに公使館を新設する
であります。しかし、これら三
と六公使館はいずれも法律上の
とどめ、隣接国の駐在大臣を
轉せしめることといたしております。

一 計画概説
昭和三十二年度事業計画

2 節減に留意して業務の合理的運営につとめる。

技術研究における創造的基礎的研究を

積極的にを行い、特に受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響及びテレビジョンの研究につとめるとともに、カラーテレビジョン及びFMの実験放送を行ひ、わが国技術水準の向上に資する。

放送文化研究においては、放送文化の進歩発達のため世論調査並びに放送番組の研究を積極的に行うとともに、特に第三放送及びテレビジョンによる教育放送の実施に備えて番組その他の調査研究を実施する。

4. 國際放送においては、広くわ

が國の実情を紹介して、諸外国の理解を深めるとともに、文化の交流を図つて國際親善並びに貿易の振興に寄与するため、放送内容の拡充を図る。

二 建設計画

(ラジオ)

昭和三十二年度における建設計画は、難聴地域の解消、老朽設備の改善並びに技術研究施設等の整備を行うこととし、総額一四億一、〇〇〇万円をもつて施行する。

内 訳

1 放送施設の建設
音声中継機器、空中線装置、音声調整装置及び札幌その他の設施及び第二放送四局の増設に四つとめることが、札幌ほか入局の増力、中継放送所五局の建設

島、岡山の完成、金沢、長野はか六局の建設、福岡の増力並びに微電力局の設置に五億三、二九五万五千円である。

三 事業運営計画

(ラジオ)

1 要員及び給与

建設工事に従事するものの定員を四五人とし、これに要する

給与その他の経費一、九七〇万円である。

2 放送施設の改善

録音中継機器、空中線装置、音声調整装置及び札幌その他の設施及び第二放送四局の増設に五億八、八億四、四七二万円である。

3 技術研究施設の整備
無線、電子管、音響及びテレビジョン等の研究施設並びにFM放送実験施設及び各種調査試験用施設の整備に八、〇〇〇万円である。

4 局舎及び一般施設の改善
考査舎、設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億三、六〇〇万円である。

5 建設要員
建設工事に従事するものの定員を三七人とし、これに要する

給与その他の経費六、〇六〇万円である。

2 國内放送

イ 放送関係

員を一三七人とし、これに要する給与その他の経費六、〇六〇万円である。

(テレビジョン)

昭和三十二年度における建設計画は、熊本ほか十局の建設及び福岡の増力等を行なは、東京、大阪、名古屋その他既設局の改善を行なうこととし、総額七億七、一〇〇万円をもつて施行する。

行なうこととし、総額八億七、一〇〇万円をもつて実施する。

すなわち、番組の編成に四億七、〇八一万三千円、番組

六、五二一萬三千円、番組

六万四千円及び番組の調査

研究その他に一億七〇〇万

円である。

六、五二一万三千円、番組

六万四千円及び番組の調査

研究その他に一億七〇〇万

理相談及び雑音障害の防止等により受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納を図る。このため前年度八億七、〇六七万円に対し二、〇五七万八千円の増額となり、総額八億九、一二五万二千円である。

すなわち、普及及び受信改善関係に二億一、六二七万四千円、契約及び受取関係に六億七、四九七万八千円である。

千円の増額となり、総額八億六億四〇〇万円である。

ヘ 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額二億

五〇〇万円の増額となり、総額六億四〇〇万円である。

二、七一五万円である。

3 國際放送

國際放送については、新たに

ソ連向及び東亜向二方向に対する送信を開始するとともに放送内容の充実整備に努めることとし、前年度一億五、六一一万八千円に対し一、四一七万二千円の増額となり、総額一億七、〇二九万円である。

4 選舉放送

選舉放送については、都道府

県知事その他の補欠選舉放送經費として一三万五千円である。

5 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため一億円を見込む。

(テレビジョン)

1 要員及び給与

定員としては、前年度三七九

人に対し設備の増加、受信契約者の増加等により現業要員三

四人の増員を予定するが、他

方經營の合理化により五四人の

節減を見込み、総員六三九人で

あり、これに対する給与の総額

は二億六、二八二万九千円である。

2 放送関係

イ、放送番組については、放送時間は現行どおり一日七時間五〇分とし、総額四億九、九九〇万四千円をもつて内容の充実につとめる。すなわち、番組の編成に二億一、六一二万八千円、番組の実施に二億一、〇六一万一千円、番組の資材整備に六、一〇四万七千円及び番組用映画の製作その他に一億一、二二一万八千円である。

口　技術関係については、設備の改修整備につとめるとともに、運用の合理化を図るが、局数の増加等により、前年度一億四五二万六千円に対し、六、七〇二万四千円の増額となり、総額一億七、一五五万円である。

以上により、放送費総額は前年
五億六、六五三万五千円に対し
億三四六万四千円の増額とな
九億六、九九九万九千円であ
業務関係

区 分		昭和三十一年度		昭和三十二年度	
区	分	昭和三十一年度	増減	昭和三十二年度	増減
年度初頭免除者数		四百零二,000		一,三三三,000	△六〇〇,000
年度内新規免除者数		二六,500		三三,000	△六,500
年度内廃止免除者数		八五〇		八五〇,000	△八五〇,000
年度内増加契約者数		一八,000		四九〇,000	△三〇二,000
受信料免除者月込数		四〇,000		一,三三三,000	△一,二九三,000

1 有料契約者見込数

管理関係については、業務の合理化により極力経費の節減につとめるが、設備の増加、退職年金制度の新設及び社会保険料の増額等により、前年度四、五六七万円に対し五、七七四万九千円の増額となり、総額一億一四一万九千円である。すなわち、一般管理経費に二、七六七

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため二、〇〇〇万円を見込む。

4 管理關係

もに、受信料の確定な取扱を図る。このため前年度六、一七六万三千円に対し六、八八二万円の増額となり、総額一億三、〇五八万三千円である。すなわち、普及及び受信改善関係に三、二〇五万二千円、契約及び取扱関係に九、八五三万一千円

6 関連経費

万一千円、舍屋の維持管理に二、八一九万八千円、職員厚生保健に三、四三七万五千円、退職手当その他に二、一七万五千円である。

区 分	受信料免除者月込数	昭和三十二年度		昭和三十一年度		増 減
		年度初頭免除者数	年度内新規免除者数	年度内廢止契約者数	年度内増加契約者数	
年度内新增加免除者数	七〇〇	一五〇	一五〇	三〇〇	三〇〇	△
年度内新規免除者数	七〇〇	一五〇	一五〇	三〇〇	三〇〇	△
年度内廢止免除者数	八〇〇	一〇〇	八〇〇	一〇〇	一〇〇	△
年度内増加契約者数	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	△

1
本

概要
1 本資金計画は、昭和三十二年度収支予算並びに事業計画に基づき、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額は

ラジオ関係については、年度初頭受信契約者数一、三四〇万人、年度内新規契約者数一三五万人、廃止契約者数九〇万人、受信料月額六七円（三ヶ月につき二一〇円）をもつて算定した受信料収入予算一〇九億二、四五〇万円から、その中の収納不能による欠損見越額八、二〇〇万円を控除した受信料収納額一〇八億四、二〇五万円、国際放送関係交付金一億五四二万六千円、選舉放送関係交付金二三三万円

五千円、受入利息巡回相談等の
雑収入四、一〇〇万円、放送債
券五億円発行による入金額四億
九、八七五万円、長期借入金二
億円、固定資産売却代金六〇〇
万円、放送債券償還積立金から
の戻入額二億三、一二〇万円、
その他の入金額三、六〇〇万円
をあわせて一九億六、〇五六
万一千円と予定した。また、前
年度より繰り越す資金を二億
五、〇〇〇万円と予定すること
としたため総入金額は一二三億
一、〇五六万一千円である。

テレビジョン関係について
は、年度初頭受信契約者数三八
万人、年度内新規契約者数三七
万人、廃止契約者数七万人、受
信料月額三〇〇円をもつて算定
した受信料収入予算一九億五、

○六二万六千円がら、その中の
収納不能による欠損見額三、
八〇〇万円を控除した受信料収
納額一九億一、二六二万六千円、
放送債券五億円発行による入金
額四億九、八七五万円、長期借
入金一億七、〇〇〇万円、放送
債券償還積立金からの戻入額
一、二〇〇万円、受入利息その
他の雑収入八五四万四千円、そ
の他の入金額七四〇万円をあわ
せて二七億九三二万円と予定し
た。

これにより、入金総額はラジ
オ、テレビジョンあわせて一四
九億一、九八八万一千円であ
る。

放送設備改修費一四億二、
八〇〇万円、放送債券返済金五
億四、八〇〇万円、長期借入金返
入金一億七、〇〇〇万円、放送
債券償還積立金からの戻入額
一、二〇〇万円、受入利息その
他の雑収入八五四万四千円、そ
の他の入金額七四〇万円をあわ
せて二七億九三二万円と予定し
た。

これにより、入金総額はラジ
オ、テレビジョンあわせて一四
九億一、九八八万一千円であ
る。

3 本年度の出金額は
ラジオ関係については、事業
経費九六億九、〇九七万五千円、
放送設備建設改修費一四億一、
〇〇〇万円、放送債券返済金五
億四、八〇〇万円、長期借入金返
入金三六八万六千円、放送債券
返済法定積立金一億二、八〇〇
万円、予備金一億二、〇九一萬円、
息、長期借入金利息その他一億
八、二三五万円、合計一二〇億
六、三〇一万一千円と予定した。
テレビジョン関係については
は、事業経費一四億六、四八三
万円、放送設備建設改修費七
七、一〇〇万円、放送債券返済

4 資金の需要及びこれに対する
資金の調達を四半期ごとにみれ
ば別表のとおりであるが、特に
イ 放送債券の発行及び長期借
入金の借入については、放送
債券は起債市場の情勢と建設
計画の進捗状態とを勘案し
て、年度内四回合計一〇億円
の発行を予定し、長期借入金
の借入については、資金需要に
対応する額を借り入れるもの
と予定したが、情勢によつて
は放送債券を長期借入金に
または長期借入金を放送債券
にかえて資金需要を満たすこ
ととする。または長期借入金を
は、ラジオ関係において本年
度返済期にあたる三六八万六
千円の返済を行うこととし
た。

5 入金の借入については、放送
債券は起債市場の情勢と建設
計画の進捗状態とを勘案し
て、年度内四回合計一〇億円
の発行を予定し、長期借入金
の借入については、資金需要に
対応する額を借り入れるもの
と予定したが、情勢によつて
は放送債券を長期借入金に
または長期借入金を放送債券
にかえて資金需要を満たすこ
ととする。または長期借入金を
は、ラジオ関係において本年
度返済期にあたる三六八万六
千円の返済を行うこととし
た。

6 これにより、借入金の年度
末残高は、ラジオについては
前年度よりの持越額一億三、
〇六三万六千円に対し、前記
三六八万六千円を返済し、新
たに二億円を借り入れること
により三億二、六九五万円と
なり、またテレビジョンにつ
いては前年度よりの持越額二
一億一、六七〇万円に対し、
新たに二億七、〇〇〇万円を
借り入れることにより二三億
九、六七〇万円と見込まれる。
年度途中における一時的な資
金のひっ迫に対しては、短期借
入金によることとする。

項目	期間	資金計画表			
		第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期
一 前期繰越し		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
二 取入 (ラジオ)		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
交付金収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
交付金収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
固定資産売却代入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券返済金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
戻入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入 (テレビジョン)		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
その他の収入		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
長期借入金		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
受信料		一六〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一七二,〇〇〇
放送債券料					

日本放送協会昭和三十二年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

日本放送協会昭和三十二年度収支予算、事業計画及び資金計画を検討した結果、次のとおりの意見を付す。

一
事業計画

ラジオにおける増力、置局等の建設計画は、外國混信に対する救済及び国際的立場の維持する目的並びに放送の恩恵に沿ることの乏しい地域に対する救済の目的等にそうち適当なものと認められる。その際に際しては、地域の重要度、難聴の度合等に照し、右の目的を公正に達成する必要があり、特に放送番組編成面との関係において置局又は増力の意義をじゅうぶん生かす結果を生ずることくすることが必要と思われる。また、老朽設備の改善計画は、協会設備の現状等に照し適当である。總じてこれらの建設計画は、適正な配慮がなされているものと認められる。

ラジオにおける放送番組の計画については、教養、報道及び慰安放送番組の内容充実を期していることは協会の使命に照応するものである。なお、地域社会に直結する放送番組の内容充実の計画の実施に際しては、前記のごとく置局方策との総合的な関連を考慮する必要がある。

テレビジョンにおける建設計

1

3 技術研究においては、特に受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響及びテレビジョンの研究を行なうとともに、カラーテレビジョン及びFM放送の実験放送を行うこととしており、また、放送文化研究においては、世論調査及び放送番組の研究を積極的に、特にFM放送及びテレビジョンによる教育放送の実施に備えて番組その他の調査研究を行おうとするものであつて、両研究の計画とも基礎的及び実用的研究として重要な時宜を得たものと認められる。

4 國際放送の計画は、政府の施策に適応し、適切なものと認められる。

一 収支予算

1 収支予算是、予算総則と予算書とからなつてゐるので、以下これを分けて述べることとする。

2 予算総則

3 予算総則は、受信料の月額を照応し、事業収支の健全化に資要用ながら前年度計画に比五〇分増をはじめ、内容充実に努力が払われている。

4
5

画は、岡山、熊本、鹿児島の完成ほか八局の建設等ならびに福岡の増力を行なっていることは、当該地域の重要性、放送中の総用マイクロウエーブ施設計画との関連、事業収支の均衡化留意した経営の正常化等を考慮し、テレビジョン放送の早期普及に相当の努力を払っているものと認められる。既存施設の改善の計画についても、テレビジョン放送の発展期における整備充実のために必要なものと認められる。

(一) 支出を一二七億二、一八一
万一、〇〇〇円とし、これに
対し収入一二六億二、一八一
万一、〇〇〇円及び諭期繰越
収支剩余金一億円を予定して
おり、この内容を検討するに
より、このとおりである。
次とのおりである。

(1) ラジオ予算書

一

定めるほか、予算執行上の準則を定めており、これらの事項が協会の財務活動の準則がほとんどのど法的に存しない事情のもとに、おいて財務活動の準則として必要なものと認められる。

受信料の月額は、ラジオ六七円（三箇月二〇〇円）、テレビジョン三〇〇円と定めているが、これは、前年度と同額である。テレビジョンについては、現在の支出を償うには若干足りないが、事業収支はほぼ均衡を保つ状況にあり、かつ、近い将来に於ける見込があること、さもなくば将来については通算すべき生資のものであることを考慮して

二二二一万五、〇〇〇円は、前年度予算に比し、五億五〇〇万余円の増となつてゐるが、その各項の経費は、それぞれだいたい前年度とほぼ同様の方針に基いて計上され、前年度に比し、節約合理化の跡も認められる一方、充実についてもある程度の考慮が払われているものと認められる。このうち、給与については、基準賃金月額二万一千円を基礎として計上しているのであるが、給与総額の事業支出に占める割合その他協会財政の現状に照すもおおむね妥当なものと認められる。定員については、前年度八、四五二人に対し、四一人の増員を見込んでゐるが、職員の勤務能率の向上を期しつつ、なお業務の增高に備える必要から出るものと認められ、やむをえないものと考へる。

1

の増収となるものであり、その算定は、年度初頭の有料受信契約者数を一、三四〇万円とし、これに年度内の受信契約者の純増四五五万を見込んだ結果としており、これを基礎としておむね相当過去における増加傾向及び堅実な収入算定の必要等に照し、おむね妥当なものと認められる。

(2)

(2) ア 収入
ア 資本収入一五億四、一
二〇万円のうち放送債券
五億円及び長期借入金二
億円の予定は、調達可能
と認められ、かつ、額に
おいても資本支出との関
係において妥当であり、
また、その他の各項の金
額の計上も適当である。
イ 事業収入一一〇億円の
六一万一円、〇〇〇円の
うちその大宗をしめる受
信料収入は、一〇九億
二、四〇五万円であつて、
これは前年度予算に比し
て四億四、〇六七万余円

期であつて早期普及の必要があること及び既存施設の改善充実を要することに伴うものであり、おむね妥当なものと考へられる。その他の支出についても適当である。

イ 事業支出一九億七、六五七万円は、前年度予算に比し、七億四、一九七万円の増であつて、その各項目の経費は、テレビジョンが発展期にあつて事業規模の拡張に伴うもので、経営合理化方針のもと、事業計画について前述した方針に基く妥当な計上であると認められ、給与関係についても、ラジオの場合と同様に適当と認められる。定員については、前年度三七九人に対し二六〇人の増員を見込んでいて、勤務率を施設の増加、業務量の増加に備える必要から出る妥当なものと考えられる。

イ 事業収入一九億五、九一七万円のうちその大宗を占める受信料収入は、一九億五、〇六二万六、〇〇〇円であつて、これは前年度予算に比し一〇億四、九一二万余円の増となるものであつて、年

度初頭の有料受信契約者数は三八万とし、年内の受信契約者の純増三〇万を見込んだものを基礎としており、過去における増加傾向、受像機の生産見込、置局計画、堅実な収入算定の必要等に照し、おおむね妥当なものと認められる。

ア 資本収入九億五、三〇〇万円のうち、放送債券五億円及び長期借入金二億七、〇〇〇万円を計上していることは、前述のラジオ部門のそれとあわせ、協会の財政的基盤等に支えられ調達可能と認められる。また、放送債券の計上額も資本支出との関係において妥当である。

イ 事業計画及び資金計画に基づいて、年度中における資金の出入に関する計画として、協会の受信料の収納状況、事業の運営状況、建設改修工事の計画等からみても適当なものと認められる。以上通観するに、この收支予算、事業計画等は、協会の経営がラジオ

の向上の必要等を勘案した場合において、おおむね妥当なものと認められる。

イ 事業計画等を実施するにあたつては、協会は、経営管理の実をあげ全職員協力のもと、業務の改善、能率の向上、冗費の節減等を図り、もつてその使命の達成に努めべきものと考える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○松井政吉君登壇

ただいま議題となりました、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求める件につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果についてその概要を御報告申し上げます。

本議案は、日本放送協会の昭和三十一年度收支予算、事業計画及び資金計画につきまして国会の承認を求めるために、去る二月八日内閣より提出されたものであります。

議案の内容につきまして大略御説明いたしますと、昭和三十二年度における事業計画につきましては、その主眼

す。

次に資金計画であります。これは取支予算及び事業計画に照応する資金の出入に関する計画であります。

以上御説明申し上げました取支予算、事業計画及び資金計画について、

月額六十七円、三カ月三百円、テレビ

ジョン月額三百円といったりま

す。

郵政大臣は、これをおおむね妥当なものと認められた旨の意見書を付しておるのと認むる旨の意見書を付しておるのとあります。

以上をもちまして本議案の内容の説明を終つたのであります。が、通信委員会におきましては、去る二月八日本案の付託を受け、同十九日以降數回にわたりて会議を開き、政府当局の説明を聴取し、質疑を行いましたほか、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求め、慎重審議を重ねたのであります。

質疑応答に当つて論議の焦点となつたのは、まず、ラジオ放送においては、国内放送に關し、中波大電力放送局の配置計画、難聴地域の解消策、いわゆる第三放送の企画、F.M.放送の実施方針等、また国際放送に關し、方向、時間等の拡充案並びに聴取状況の調査とその実施するにあたつては、協会は、経営管理の実をあげ全職員協力のもと、業務の改善、能率の向上、冗費の節減等を図り、もつてその使命の達成に努めべきものと考へる。

なお、この取支予算、事業計画等を実施するにあたつては、協会は、経営管理の実をあげ全職員協力のもと、業務の改善、能率の向上、冗費の節減等を図り、もつてその使命の達成に努めべきものと考へる。

なお、委員会は、委員橋本登美三郎君の動議により、本件審議の過程における論議の動向に照らし、次のとく

(2) ア 資本収入九億五、三〇〇万円のうち、放送債券五億円及び長期借入金二億七、〇〇〇万円を計上していることは、前述のラジオ部門のそれとあわせ、協会の財政的基盤等に支えられ調達可能と認められる。また、放送債券の計上額も資本支出との関係において妥当である。

イ 事業計画及び資金計画

資金計画は、事業計画及び収支予算に基いて、年度中における資金の出入に関する計画として、協会の受信料の収納状況、事業の運営状況、建設改修工事の計画等からみても適当なものと認められる。

以上通観するに、この收支予算、事業計画等は、協会の経営がラジオ

の付託を受け、同十九日以降數回にわたりて会議を開き、政府当局の説明を聴取し、質疑を行いましたほか、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求め、慎重審議を重ねたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、全会一致をもつて本議案はこれに承認をすべきものと議決をした次第であります。

なお、委員会は、委員橋本登美三郎君の動議により、本件審議の過程における論議の動向に照らし、次のとく

別措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金」と、もう一つは、「公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る利子」、この二つを基準財政需要額の測定単位として設けまして、これに必要な単位費用をきめることにいたのであります。

以上のほか、なお、地方交付税の時期及び交付税の算定に関する錯誤の生じた場合の取扱い等につきましての規定を整備することいたしましたのであります。

以上が、この法律案の趣旨の概要でございます。(拍手)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。

○川村継義君 私は、ただいま趣旨の説明がありました地方交付税法の一部

を改正する法律案について、日本社会党を代表し、岸総理を初め、大臣、自治長官にお尋ねいたしたいと存します。

ます。これを許します。

○川村継義君登壇

私は、ただいま趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。

○川村継義君 私は、ただいま趣旨の説明がありました地方交付税法の一部

を改正する法律案について、日本社会

党を代表し、岸総理を初め、大臣、自治長官にお尋ねいたしたいと存します。

ます。地方交付税の総額に関するお尋ねいたしたいと思うのであります。

昭和二十九年、地方財政平衡交付金制度にわって地方交付税制度が採用された主眼は、平衡交付金制度では、国庫補助金と同様、地方財源としての考え方方が薄く、個々の団体が財政運営の結果をこれに依存する意識が強かつた点を改めて、独立財源としての性格を

明らかにするとともに、調整財源としての役割を果させようとするところにあつたのであります。この意味から、所得税、法人税、酒税の三税の一割合を法定することになったのであります。

以上のようにして制定された地方

交付税法は、国と地方団体との間に税

源を分ち合う趣旨のもとに、交付税の

総額が自動的に算定されるようにした

ものであつて、繰入率の前提となつた

租税その他の諸制度に別段の変更がない限り、地方団体における通常の経費は、自然、地方税とともに、この繰入率による地方税の収入によって、自主的にまかなわれるといふ考え方方に立つ

ているものであります。

ところで、政府が一千億の減税をうなづいた、所得税等の減税を行なうことは、必然的に地方財政の上に大きな影響を与えるものでありますから、このこと

が判明している以上、地方交付税の繰入率を引き上げることは、法律の趣旨

に沿つた当然の措置でなければなりません。政府は、確かに、この繰り入れ

の率を三税の百分の二十五から百分の二十六に引き上げ、その総額を一千八百六十七億円といたしております。しかし、われわれは、これをそのまま認めると、それは、これがそのまま認められるわけには参らないのです。

すなわち、國税の減税に伴う所得税等、三税の減收三百八十八億円

は、当然何をおいても税率を引き上げることによつて処置せねばならないと考へられるのであります。この点に

ついて自治長官のお考へを明確に承

ります。

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。

○川村継義君 私は、ただいま趣旨の説明がありました地方交付税法の一部

を改正する法律案について、日本社会

党を代表し、岸総理を初め、大臣、自治長官にお尋ねいたしたいと存します。

ます。地方交付税の総額に関するお尋ねいたしたいと思うのであります。

昭和二十九年、地方財政平衡交付金制度にわって地方交付税制度が採用された主眼は、平衡交付金制度では、国庫補助金と同様、地方財源としての考

え方が薄く、個々の団体が財政運営の結果をこれに依存する意識が強かつた点を改めて、独立財源としての性格を

わざわざあります。

臣の御意見を伺いたいのであります。

さらにお聞きいたしたい。もし特例にあつたのであります。この意味から、所得税、法人税、酒税の三税の一割合を法定することになったのであります。

以上のようにして制定された地方

交付税法は、国と地方団体との間に税

源を分ち合う趣旨のもとに、交付税の

総額が自動的に算定されるようにした

ものであつて、繰入率の前提となつた

租税その他の諸制度に別段の変更がない限り、地方団体における通常の経費は、自然、地方税とともに、この繰入率による地方税の収入によって、自主的にまかなわれるといふ考え方方に立つ

ているものであります。

ところで、政府が一千億の減税をうなづいた、所得税等の減税を行なうことは、必然的に地方財政の上に大きな影響を与えるものでありますから、このこと

が判明している以上、地方交付税の繰入率を引き上げることは、法律の趣旨

に沿つた当然の措置でなければなりません。政府は、確かに、この繰り入れ

の率を三税の百分の二十五から百分の二十六に引き上げ、その総額を一千八百六十七億円といたしております。しかし、われわれは、これをそのまま認めると、それは、これがそのまま認められるわけには参らないのです。

すなわち、國税の減税に伴う所得税等、三税の減收三百八十八億円

は、当然何をおいても税率を引き上げることによつて処置せねばならないと考へられるのであります。この点に

ついて自治長官のお考へを明確に承

ります。

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。

○川村継義君 登壇

私は、ただいま趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。

期待に及ばないものがあります。申すまでもなく、國のどんな政策でも、國だけの財政でまかねられるものではありません。地方団体が國の施策の実行主体となり、地方財政の負担をあわせ加えて遂行するところに、國民福祉に関する重要施策が行われるのです。従つて、國会においては、國家予算と一体とした地方財政の審議がなされねばならないと思ふのであります。地方財政計画を無視した國の予算審議はあり得ないと思うのであります。國の予算が通過してしまって、地方財政は置いてきぼりを食らうよくなことがあつては、地方財政計画が國の予算に重要な変化を生ぜしめるようならぬ都合もそのまま見送られることになってしまいます。總理にお聞きしたいと思いますことは、國会において、總理の施政方針演説、外交、財政経済の演説と同様に、地方財政に関する施政方針を開陳するということは、私いたしましては、地方財政審議を重要とする觀點から、ぜひやりたいものだ、その慣行を打ち立てたいものだと考えておりますが、總理の所見をお伺いいたしておきたいのであります。

なお、いま一つは、今地方行政委員会の審議で一番困つております問題で、基地交付金に考え方をされている五億という金があります。これは、大蔵省と自治庁との間に、その配分基準等をめぐつて、いまだ意見の一一致を見ていません。政府部内において混乱を生じてお

るといふことは、最もわれわれの残念とするところであります。總理におかれでは、一日も早く、この問題を、大蔵大臣、自治廳長官、兩者の間の調停をとつて解決して——一日も早く、基礎交付金を、しかも、それは、あくまでも市町村所在の交付金、納付金等の法律に従つて配分されるように御処置願いたいと存じますが、この点について總理の御所見をお伺いいたしたいのであります。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し
上げます。次に自治府長官が詳しくお
述べになると思いますので、簡単に、
私に直接関係のあるものだけを申し上
げたいと思います。

いと思うのであります。ところして、三十三年度におきましては、また別の法律の規定によりまして、三十一年度の決算上の剩余金が入ることと思うのであります。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇〕

○**国務大臣(田中伊三次君)** 私に対するお尋ねは三点でござります。

なぜ三名を上げなかつたかという点であります。が、これは、大蔵大臣のただいまの御答弁にもありましたように、地方税収自体に七百億内外の増収

いは当るのではなかろうかと思うので、問題は、この先食いの穴を、どういうふうに、どういふ方法によって処置するかということが、お尋ねの中心であろうと思うのであります。御承知の通り、三十一年度における穴になるわけで、三十三年度の穴にはならぬわけであります。三十一年度に補正をいたしました金は、三十一年度中に交付税法の命するところによつて全額配付をしなければならない金であります。従つて、穴があくのは三十一年度にあ

るということは、最もわれわれの残念とするところがあります。総理におかれでは、一日も早く、この問題を、大臣、自治局長官、両者の間の調停をとつて解決して——一日も早く、基地交付金を、しかも、それは、あくまでも市町村所在の交付金、納付金等の法律に従つて配分されるように御処置願いたいと存じますが、この点について総理の御所見をお伺いたいのであります。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇〕

○國務大臣(岸信介君) 川村君の御質問に対しましてお答えをいたします。

地方財政の健全化ということがきわめて重要であることは、お説の通りに考えます。従いまして、私どもは、国の財政と地方財政とを一体的に考えて、その最も健全な合理的な方途を考えていくことが必要であると思います。ただ、今御質問にありましたように、地方財政に関する別個の施政方針を国会で述べる慣行を作つたらどうだというお考えでありますが、この問題は、総理の施政方針、また大蔵大臣の財政方針等において、地方財政の問題も十分に述べられることありますから、別にそういうものを考える必要はないと考えます。

次に基地交付金の問題であります
が、これは今明日中に具体的な方針をきめることになつております。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) お答え申しあげます。次に自治府長官が詳しくお述べになると思ひますので、簡単に、私に直接関係のあるものだけを申し上げたいと思います。

第一の点は、交付税の税率をなぜ二八%にしないか、将来は二八%にするか、こういふ御質問でござりまするが、中央、地方の財政は一体として考えなければなりません。地方財政におきましては、従来と變りまして、明年度におきましては七百億円に上の自然増収もありますし、また、他面、交付税も二百四十億円交付することになれば、大体のまかないがつくと思いまして、二六%といたしたのであります。

しこうして、将来の問題につきましては地方財政の状況を見て考えなければならぬと思いますが、大体今の財界の状況から申しますると、二六%でいいとするのじやないかと一応は考えております。将来の問題につきましては、また、どくと考慮いたしたいと思います。

第二の、昭和三十一年度の補正予算に基いて交付税法によりまして当然交付する百億円及び昨夜提出いたしました第二次補正に基きまする十億円、合せて百十億円の問題でござりますが、これは、御承知の通り、年度末に迫つておりますので、別に三十二年度の交付税に加算して使う規定を御審議願つておるのであります。しこうして、今回

の交付税百十億円の交付増は補正予算に基く当然の措置でございまして、これをあえて先食いと申すことはできな

いと思うのであります。しこらして、三十三年度におきましては、また別の法律の規定によりまして、三十一年度の決算上の剩余金が入ることと思うのであります。（拍手）

〔國務大臣田中伊三次君登壇〕

○國務大臣（田中伊三次君）　私に対するお尋ねは三点でございます。

なぜ三%を上げなかつたかという点であります。が、これは、大蔵大臣のただいまの御答弁にもありましたように、地方税収自体に七百億内外の增收があるということが一つの理由、もう一つの理由は、国の財政の都合により一千億円にも上るような国税の大減税を行ひ、それがために財源を傾けたといふことが一つの理由、この二つの理由によりまして、本年は、御質問の通り、合理的な計算では3%を引き上げることが理屈となるわけであります。が、本年は一%の引き上げの程度にとどめることによって、内部でその操作に苦心してみようといふ結論になつたわけであります。

第二の点は、一体、第一次の補正における百億分のうち、これは百億全部ではないのであります。十六億の年度末調整分と八億の減額調整復活分はこれを引くわけで、これは当然三十一年に使うわけでございます。問題となる、来年度と繰り越します分は七十六億及び第二次補正の十億、八十六億が問題でございます。これは大蔵大臣とし、これは先食いという御非難がある

りますが、上の諸君、課長、局長の諸君は一年に二千数百円も昇給をするが、下の諸君になると、ひどいのは二百円あるいは三百円、こういうようになります。非常に上に厚く下に薄い給与法であります。こういった、先ほど申しました官僚機構の悪弊が今回の給与法の改訂に現われまして、非常に職階制を強化する感が強いのであります。これは、私どもが非常におそれる、戦前の官僚統制あるいは官僚機構の一方的な強化の面が、だんだん露骨に現われてゐると、かのように思うのであります。岸総理大臣あるいは松浦担当大臣は、せっかく、こういった官僚機構が民主化されようとし、また、あらゆる官吏の状態になろうとしたものを、こういろいろなことは、断じて許せないと思ふ。こういった職階制強化の方向をぜひ改めて、従つて、私はこの際総理大臣に申し上げたいのは、こういう法案は、これを撤回なさつて、むしろ三百五十六億のこの予算を基礎にして、別途、全公務員が要望し、全公務員が期待するような法案として再提出される御意思はないかどうか、この点を伺いたいと思うのでございます。(拍手)

力によつて、一一%勧告すべきものが、六%に改正された点がないかどうか、この点を御明示願いたいと思います。

第四点は、地域給の問題であります。地域給は、御承知のように、自民党の諸君も非常に頭痛の種である。地域給は、二十九年の人事院勧告によつて、去る第二十一国会において、当時の自由党、民主党、社会党、三党の共同修正によって案ができました。これは、今の自民党の諸君も、社会党も、ともに協力して、人事院勧告に対し、りっぱな修正案を作つた。ところが、この修正案を、政府は解散によつて実行できなかつたのであります。その後、この地域給に対して何ら手を打とうともしようけれども、私は当然無級地に対する適切なる措置、さらに現行地域給のこの不均衡をすみやかに是正しない。依然として三年間放置したままであります。もちろん、地域給の現況に対してはいろいろな問題がございましょうけれども、私は当然無級地に対する適切なる措置、さらに現行地域給のこの不均衡をすみやかに是正して、万人ともに納得する地域給を一日も早く制定すべきであると思う。しかるに、政府、与党の中には、この地域給を一挙に廢止しようとするがとき動きのあることを察知しておりますが、まことに遺憾であります。私は、この地域給を廢止するのではなくて、今申しましたように、無級地に対しての適切なる措置並びに不均衡をすみやかに是正して、一日も早くこの地域給の問題を適正なる点において施行すべきであると思ひますが、政府は調停案をとばっしばなし考え方か。

さらに、今問題になつております公共企業体の闘争であります。これは関連がございますのでお尋ねいたしますが、政府は調停案をとばっしばなし

らに二十数日と、第四波、第五波の間に争が行われようとしておる。もし、政府がこの調停案をけとばしませんの状態で重大な段階に立ち至りますならば、その責任は、あけて無責任な政治のものにあると思う。私は、政府はすみやかにこの調停案を受諾して調停案の実現をすべきであると思うが、岸総理はいかに考えるか。

特に私がここで要望したいことは、イギリスの首相は、常に、イギリスで全官公の委員長と、ひざを交えて会談しております。イギリスにおいては、国会の本会議開会中といえども、全公の委員長が総理大臣に面会を求めて、本会議の休憩を宣して会っておられます。岸総理大臣は、みずから責任を感じて、全官公の代表者、公共企業体の代表者と、ひざを交えて、いわゆる岸さんがおつしやつておる話し合いの廣場を全官公あるいは公共企業体の代表者とともに持たれる意思はないかうが。私は、少くとも首相みずから金官公の代表の諸君とともにひざをえて、この重大な危機に対して、責任を持って解決する責任があると思ふが、岸総理はそのようなお考えはな

かどうか。

以上、数点について申し上げまし

に駆し、國民の公僕としていく態度にはならないと思う。再び申し上げますと、が、岸総理大臣は、この案を撤回して、百五十六億の予算の上に立ったが、岸総理大臣は、さような御決意をなさる意思はないかどうか。私は、私の立場において、岸総理大臣に心から要望するのであります。政府がこの法案を撤回され、新しい案を出されるとを要望して、私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣岸信介君登壇

【國務大臣岸信介君登壇】

○國務大臣(岸信介君) 楽答をいたします。

公務員制度は、申し上げるまでもなかつ能率的に運営せしめるために作られたものであります。従いまして、その構成やあるいは給与等につきましても、今の趣旨を十分に達成するようになっておりまして、かつての高文等を考えなければならぬと思います。今日の公務員制度、その任用につきましては、御承知の通り、厳格な試験制度によつております。かつての高文等とは内容を異にいたしております。今日において、官学に重きを置くといふことは、特殊の学校に重きを置くといふことは、絶対にございません。

(拍手)

技術職員と事務職員との間の均衡がとれておらないといふお話をありますとが、これは絶対に両者を区別して待遇を考えておるといふよろなことはございません。ただ、もちろん専門が違いますから、その行うところの職務などは違ることは、これは当然であります。

けれども、その待遇等において区別して考へてはおりません。

次に、今度の改正が上に厚く下に薄いといふ御非難でござりますが、私はそうは思つております。昇給率等は、現行制度に大体基準を置きました、おおむねそれを踏襲いたしておられます。それありますから、上に厚く下に薄いという趣旨ではないと思います。

それから、今度の給与の改善は、言うまでもなく、人事院の勧告の線に沿うて、これを尊重して実現しようとするものでございまして、もちろん、人事院の勧告は、人事院の性質上、独立しての見解であることは言うを待ちません。

地域給の問題につきましては、これが設けられました当時と社会事情もいろいろ変わってきておりますので、目下これが改正について検討中でござります。

それから、次に、この案を撤回して、あらためて出す意思はないかといふことであります。私どもは、各種の事情から考えまして、最も妥当な案として提案をいたしております。撤回する意思は持ちません。(拍手)

最後に、今回のスト、いわゆる二月労働攻勢の問題に関連いたしまして、三公社、五現業の争議について調停案が出ておる、組合の方はこれをのんでおるが、企業主あるいは政府において、これをのまないということは、はなはだけしからぬという意味においてお話をございましたが、今度の調停案は、御承知のように、私どもこれを検討してみますると、内容的にきわめたてわれわれは不満でございます。と申

